

収入保険の保険金等見積額を 保険期間の収入として 税務申告してください！

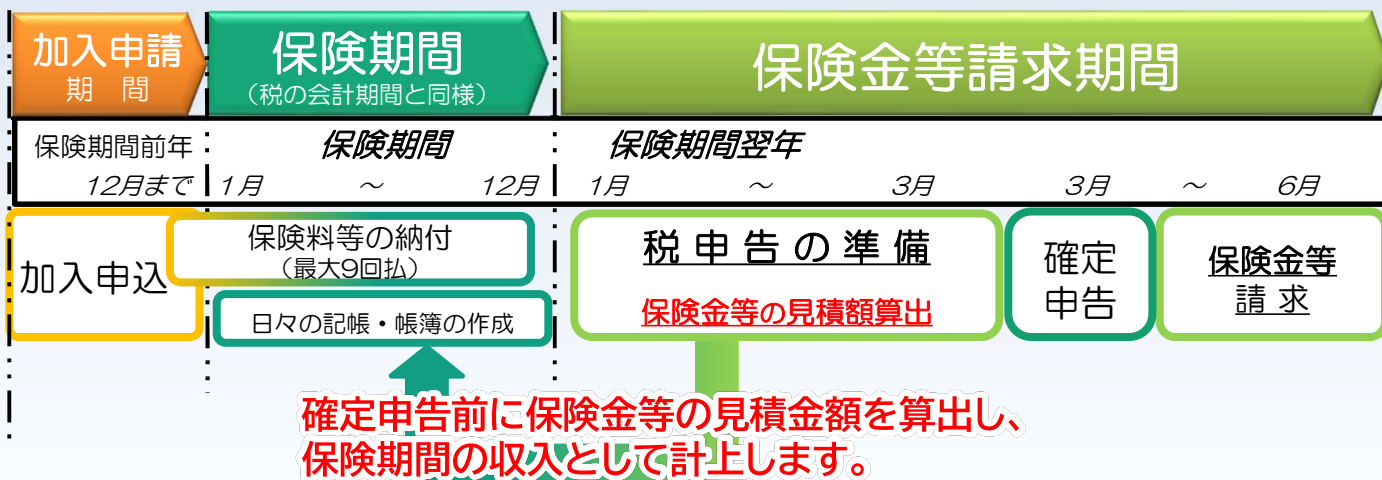
※ 確定申告の前に保険金等見積額の算出をお願いいたします。



ポイント①：保険金等を未収計上します。

収入保険の保険金等の支払いまでの流れ

保険期間は1年間（個人：1月～12月 法人：事業年度に対応）

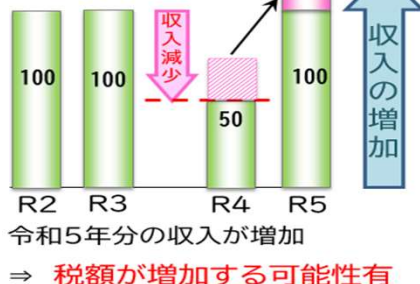
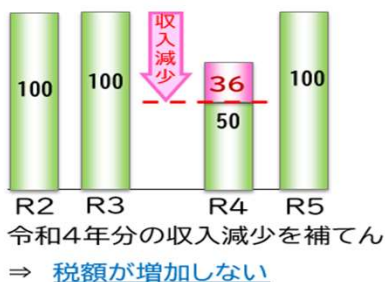


収入減少に対して保険金を受け取った場合

例) 受取保険金が『36』(単位:万円)

(正) 令和4年分として計上した

(誤) 令和5年分として計上した



保険期間の翌年の収入になると翌年の税負担が過大になるおそれがあるので、災害を受けた年(保険期間)の総収入金額に算入します。

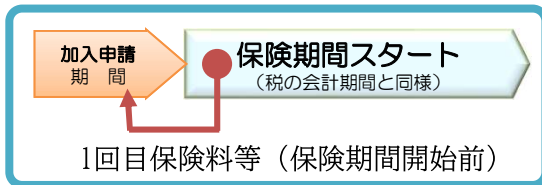




税理士のいる方は、このチラシをお渡しください。

保険料等の必要経費の取扱い

**ポイント②：保険料等は、保険期間に対応した必要経費に算入
します。**（ただし、保険期間開始前に支払った場合は、継続適用を要件に支払った日の属する年の必要経費として取扱うことができます。）
【所得税基本通達の37-30】



どっちの年分の必用経費なんだろう？

最初はどっちの会計方針を選んでもいいけど、一度選んだらずっと同じ方法で会計処理してね



収入保険に係る税務・会計の取扱い

項目		税務会計の取り扱い	
保険方式	保険料 付加保険料	保険期間の {【個人】必要経費 } に、『農業共済掛金』として計上。 {【法人】損金 } 《消費税の取扱》 非課税	
	保険金	保険金等の見積算定額を、 {【個人】収入金額欄の雑収入 } に、 保険期間の {【法人】特別利益 } に、 『収入保険補てん収入』として計上。 《消費税の取扱》 不課税	
積立方式	積立金	【個人・法人】預け金として取扱う。（課税関係は生じない） 会計上は、貸借対照表の資産の部に『経営保険積立金』として計上。	
	特約補 てん金	農業者の積 立金	【個人・法人】預け金として取扱う。（課税関係は生じない） 会計上は、貸借対照表の資産の部に『普通預金』等として計上。
		国庫補助相 当分	保険金と同じ扱い。 《消費税の取扱》 不課税

【保険金等見積算定額と実際に支払われる保険金等の金額に差額が生じた場合】

その差額が少額の場合は、修正申告や更正の請求の手続きではなく、翌期の確定申告時に差額を調整処理することが可能です。

- 【参考】① 見積算定額 < 入金額 の場合 … 翌期 雑収入等 に計上
② 見積算定額 > 入金額 の場合 … 翌期 経費欄 に計上（雑損失等）

※_その他詳細につきましては、農林水産省ホームページに掲載の『収入保険
に 対応した収入の仕訳方法等の解説』も参考にさせていただきます。



【確定申告時に、保険金等の見積額を保険期間の収入として申告することができなかった場合】

保険金等の請求を行った後、通知された保険金等の金額をもって修正申告をする方法もあります。
また、その他の方法に関しては、最寄りの税務署や税理士に確認をお願い致します。